

山口県特別支援教育推進計画 (2018年~2022年)

素案

平成30年8月

山口県教育委員会

はじめに

本県の障害のある幼児児童生徒の教育の充実に向けては、本県特別支援教育の基本的な方向性を示す「山口県特別支援教育ビジョン」（平成18年3月）に基づいて、これまで第1期（平成18年10月）、第2期（平成23年1月）の実行計画を作成し、複数の障害を対象とする総合支援学校*の改編や、特別支援教育センターの設置、地域コーディネーター*等による地域の幼・小・中・高等学校等の支援を行う体制の構築を図るなど、本県の特別支援教育*を着実に進めてきました。

一方、障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえて、障害のある人もない人も互いに尊重し支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会*を実現するためには、これまで以上に障害者の自立と社会参加を促進していく必要があります。

特に、教育分野においては、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム*の構築とともに、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育への期待が大きく高まっています。

このため、県教育委員会ではこれまでの成果と課題を踏まえ、国や本県の状況の変化に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実・発展を図る観点に立ち、このたび、「山口県特別支援教育推進計画」を作成しました。

本推進計画は、山口県特別支援教育ビジョン第1期及び第2期実行計画における成果と課題等を整理するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための国の施策の動向、及び山口県教育振興基本計画の基本的な考え方を踏まえ、平成30年度から平成34年度までの具体的な取組を示したものです。

今後、各市町教育委員会や医療・福祉・労働等の関係機関と連携・協力しながら本推進計画の着実な推進に努め、本県特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

「山口県特別支援教育推進計画」について

第1部 「推進計画」の位置付け及び「ビジョン実行計画（第2期）」の取組状況

I 「山口県特別支援教育推進計画」の位置付け 【P 1】

- 1 推進計画作成の趣旨
- 2 推進計画の期間

II 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」の取組状況と課題 【P 2】

- 1 基本的取組1 「県立学校における特別支援教育の充実」
- 2 基本的取組2 「市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実」
- 3 基本的取組3 「地域における相談支援の充実」
- 4 基本的取組4 「教職員の専門性の向上」

第2部 「推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展

III 「山口県特別支援教育推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展 【P 15】

- 1 推進計画の実施に向けて
- 2 本県特別支援教育の推進目標
- 3 推進計画を進めるに当たって

IV 本県特別支援教育の充実・発展に向けた取組 【P 17】

- 1 総合支援学校における教育の充実
- 2 高等学校等における特別支援教育の充実
- 3 小・中学校における特別支援教育の充実
- 4 早期からの切れ目ない支援体制の充実
- 5 特別支援教育を推進する体制の充実

資料編

<統計データ> 【P 34】

<用語解説> 【P 41】

文章中で、右肩に「*」と付した用語等について用語解説を記載しています。

第1部 「推進計画」の位置付け及び「ビジョン実行計画（第2期）」の取組状況

I 「山口県特別支援教育推進計画」の位置付け

1 推進計画作成の趣旨

- 本県では、平成18年3月に策定した「山口県特別支援教育ビジョン」の構想の実現に向け、平成23年1月に作成した「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」（以下、「ビジョン実行計画（第2期）」とする。）において、「みんなの心がつながる特別支援教育の推進」を目標とし、様々な施策に取り組むとともに、山口県特別支援教育推進協議会における事業への評価・改善への意見等も踏まえながら、本県の特別支援教育を推進してきました。
- 「山口県特別支援教育推進計画」（以下、「推進計画」とする。）は、「（次期）山口県教育振興基本計画」を上位計画とし、ビジョン実行計画（第2期）の成果と課題や山口県特別支援教育推進協議会における意見等を踏まえるとともに、「（次期）山口県教育振興基本計画」との整合性を図り、作成しました。

2 作成の方針

- 本推進計画は、「地域で生きる」「自立と社会参加」といったこれまでの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、「インクルーシブ教育システムの構築」「共生社会の実現」等、教育や社会を取り巻く状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、「（次期）山口県教育振興基本計画」に示す今後の方向性をより明確化するとともに、主として教育内容の充実・発展に重点を置いて、平成30年度から5年間の具体的な取組の内容や実施時期（重点プログラム）を示した計画です。

3 推進計画の期間

- 平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



II 山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）の取組状況と課題

1 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」の取組内容

- 本県では、ビジョン実行計画（第2期）に基づき、平成23年度から平成29年度まで、以下の項目を中心に取り組み、特別支援教育の充実を図ってきました。

【重点プログラム（施策）一覧】

基本的取組1 「県立学校における特別支援教育の充実」

- (1) 総合支援学校における取組
 - ・「公開授業研究会」等のQJTによる専門性の向上（H23年度～）
 - ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
 - ・地域における特別支援教育推進の拠点となる総合支援学校の充実（H23年度～）
 - ・特別支援教育センターを中心とした相談支援体制の強化（H23年度～）
 - ・総合支援学校の安全・安心な学習環境の整備（H23年度～）
- (2) 県立高等学校等における取組
 - ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
 - ・計画的な校内委員会や事例検討会の開催（H23年度～）

基本的取組2 「市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実」

- (1) きめ細かな支援のための校内体制づくり
- (2) 発達障害等を含めた障害の実情に応じた支援
- (3) 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用
 - ・市町教育委員会の計画的な特別支援教育推進への支援（H23年度～）
 - ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
 - ・実効性のある校内支援体制の実践事例集作成（H24年度）
 - ・地域コーディネーターによる全公立幼稚園、小・中学校の巡回訪問（継続実施）
 - ・発達障害の児童生徒の追跡調査（H23年度～）

基本的取組3 「地域における相談支援の充実」

- (1) 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実
- (2) ふれあい教育センターを中心とする相談支援体制の構築
- (3) 地域におけるネットワークづくり
- (4) 理解啓発の推進
 - ・ふれあい教育センターの発達障害の相談支援機能の強化（H23年度～）
 - ・情報ネットワークの構築による理解啓発の推進（H23年度～）

基本的取組4 「教職員の専門性の向上」

- (1) 教職員の専門性と研修
- (2) 開かれた学校づくりと外部人材の参画
- (3) 人事交流の促進
 - ・新着任者用研修プログラムや免許法認定講習の実施による専門性の維持・向上（H23年度～）
 - ・総合支援学校間及び小・中・高等学校等との人事交流の促進（H23年度～）

【山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）の見直しにより追加した取組項目】

追加した取組項目1 「総合支援学校における教育の充実」

- ・自閉症のある児童生徒の教育の研究成果を活用した各総合支援学校での授業実践
- ・高等部の職業教育の見直しと多様な進路希望に応じるキャリア教育の推進

追加した取組項目2 「特別支援教育の拠点としての総合支援学校」

- ・地域の視覚障害、聴覚障害のある幼児児童生徒への支援の充実と専門性の確保
- ・より身近な地域で専門的な教育を受けることができる仕組みの検討
- ・各学校の児童生徒数の長期的な見通し等を総合的に勘案した教室等の整備の検討

追加した取組項目3 「学習環境の充実」

- ・教職員の危機対応力向上や地域との連携強化による、総合支援学校の幼児児童生徒の安全確保

追加した取組項目4 「理解啓発の推進」

- ・フォーラム等の開催地の拡充や地域研修会の内容の充実

追加した取組項目5 「教職員の専門性と研修」

- ・総合支援学校での実地研修や研修交流による小・中・高等学校等教員の実践的指導力の向上
- ・総合支援学校におけるＩＣＴ活用の取組の成果の普及

追加した取組項目6 「人事交流の促進」

- ・人事交流の促進に加え、授業研究を伴う講習会、外部人材の参画を得た研修会の実施

2 「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」の取組状況と課題

基本的取組 1 「県立学校における特別支援教育の充実」

○取組状況及び成果

総合支援学校を中心とした相談支援体制を構築し、地域や学校の実情を踏まえた特別支援教育の推進を図っています。また、高等学校等においても、障害のある生徒への支援の一層の充実に向けた取組を進めています。

<総合支援学校>

- ・ 各総合支援学校が専門性を相互に補完し合いながら連携して、複数の障害種に対応できる体制を構築するとともに、障害の特性に応じた教育課程の編成、「個別の指導計画」を活用した指導や支援の充実などの取組を進めています。
- ・ 総合支援学校に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、障害の重度・重複化、多様化が進んでいます。
- ・ 自閉症及びその傾向のある知的障害の児童生徒や、医療的ケア*を必要とする児童生徒が増加傾向にある一方で、高等部では中学校の特別支援学級及び通常の学級から入学してきた知的障害の程度が比較的軽度の生徒も増加しています。
- ・ 高等部では、産業科を中心とした職業教育の内容の充実とともに、関係機関や企業等が参画する就労支援のネットワークと連携した進路指導の充実に努めることにより、就職を希望する生徒の就職率を高い水準で維持しています。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の校外活動への看護師の同行、通学バスの路線の整備など、総合支援学校に在籍する児童生徒の学習環境の充実や通学の利便性の向上に努めています。
- ・ より身近な地域で必要な支援を受けることができる体制の充実を図るために設置した小・中学部の分教室においては、分教室と設置校の児童や地域との日常的な交流及び共同学習を通して相互理解が進んでいます。

<県立高等学校等>

- ・ 全ての県立高等学校等では、校内コーディネーター*の指名、特別な教育的な支援を必要とする生徒への対応を検討する校内委員会の設置等、基礎的な体制を整備しています。
- ・ 発達障害等のある生徒への指導や支援は、各高等学校等において、通常の授業や放課後、長期休業中等において、自立活動等の内容も参考にしながら、一人ひとりの状況に応じて、その充実に努めています。

○課題

<総合支援学校>

- ・ 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育課程を編成するとともに、もてる力を最大限伸ばしていけるよう、指導や支援の内容・方法の改善・充実を一層図っていくことが求められます。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が、より安心して授業や学校行事に参加し、豊かな学校生活を送ることができるよう、教員と看護師、医療機関や保護者等の連携を強化していく必要があります。
- ・ 障害のある児童生徒の自己有用感を育て、多様な進路希望に対応するため、将来を見通した、小学部からのキャリア教育の一層の推進とともに、現場実習や山口県特別支援学校技能検定「きらめき検定」の実施や活用等による職業教育の更なる充実が求められています。
- ・ 老朽化した施設の改修や設備の更新、障害の特性に応じた施設・設備や教材の整備など、総合支援学校の教育諸条件の整備についての検討を進める必要があります。

<県立高等学校等>

- ・ 各高等学校等において実施されてきた通常の授業等における指導や支援に加え、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、より適切な指導及び必要な支援が行われることが求められます。
- ・ 高等学校等における特別支援教育が、校内コーディネーターなどの一部の教員に委ねられることなく、全ての教員が発達障害等を理解し、必要な指導や支援を行うことができるよう、学校全体の取組についていく必要があります。
- ・ 高等学校等への通級による指導の導入を通して、高等学校段階での適切な指導や支援方法を確立するとともに、中学校や労働機関・高等教育機関等との連携を強化し、中学校と高等学校等での一貫した支援と、就労・進学先での継続した支援を図っていく必要があります。
- ・ 関係機関との連携を促進し、発達障害等のある生徒が自己理解を深め、卒業後の生活に必要な知識、技能、態度を学ぶことのできる指導や支援の充実が求められます。

基本的取組 1 「県立学校における特別支援教育の充実」における重点プログラムの取組状況及び課題

※網掛けは、平成26年3月にビジョン実行計画（第2期）の見直しによって追加した項目

基本的取組	重点プログラムの項目	取組（対応）状況	課題
1 県立学校における特別支援教育の充実	(1) 総合支援学校における取組 ① 「公開授業研究会」等のOJTによる専門性の向上 ② 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成 ③ 地域における特別支援教育推進の拠点となる総合支援学校の充実 ④ 特別支援教育センターを中心とした相談支援体制の強化 ⑤ 地域の視覚障害、聴覚障害のある幼児児童生徒への支援の充実と専門性の確保 ⑥ 総合支援学校の安全・安心な学習環境の整備 ⑦ 各学校の児童生徒数の長期的な見通し等を総合的に勘案した教室等の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての総合支援学校において公開授業を実施 ・産業科設置校を中心に企業や施設関係者を対象とした公開授業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての幼児児童生徒について計画を作成 ・特別支援学校教育課程研究協議会等において、計画の内容の充実や活用の推進に関する協議を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な障害に対する専門性の向上に向けた体系的な研修の実施 ・複数校ある地域の総合支援学校による教育相談の共同実施 ・各総合支援学校の校内研修への教職員の相互参加 <ul style="list-style-type: none"> ・各特別支援教育センターにおいて、校内コーディネーター研修会、小・中学校新任管理職研修会、地域の教員等を対象とした研修会を実施 ・市町教委や小・中学校等が主催する研修会への協力 ・相談の多様化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害教育センター・聴覚障害教育センターを県内3か所に拡充 ・視覚障害教育センター・聴覚障害教育センターの協力による各総合支援学校の校内研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校看護師の配置、校内医療的ケア検討委員会や研修会の実施による校内における安全・安心な環境の整備 ・校外における医療的ケアの研究的な実施の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・田布施・山口南・山口・下関・徳山総合支援学校における教室不足対応等を実施 ・宇部総合支援学校における耐震対策等を実施 ・岩国総合支援学校における空調設備整備等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域の方、児童生徒による授業評価の促進 ・校内の授業研究の一層の充実 ・総合支援学校間の授業研究を推進する仕組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の各計画の活用に関する具体的な事例等の情報提供 ・総合支援学校が有する専門性の高い指導や、充実した計画の作成と活用のノウハウ等を小・中学校等と共有する方法の検討 ・「個別の教育支援計画」への合理的配慮の記載と評価 <ul style="list-style-type: none"> ・5障害に対する専門性の継承 ・障害の多様化、重複化等に対応した教育課程の工夫改善 ・在籍する児童生徒の障害の状態等に応じた教員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の各学校の主体的な課題解決を促進する支援の在り方の検討 ・ふれあい教育センターと特別支援教育センター、地域支援室、サブセンター、視・聴覚障害教育センター間の連携・協力体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・センター担当者の専門性の向上及び継承 ・地域の弱視・難聴特別支援学級との連携 ・通常の学級における「見えにくさ」「きこえにくさ」のある児童生徒への指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の老朽化への対応や在籍児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に応じたバリアフリー化など安全・安心の確保 ・医療的ケアを必要とする児童生徒のより豊かな学習活動を可能とする体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・各校の児童生徒数の長期的な見通しの難しさ ・各校に在籍する児童生徒の在籍者数、障害の状態、教育内容等に応じた施設設備の一層の充実

基本的取組		重点プログラム等の項目	取組(対応)状況	課題
1 県立学校における特別支援教育の充実	(1) 総合支援学校における取組	⑧ 教職員の危機対応力向上や地域との連携強化による総合支援学校の児童生徒の安全確保	・防災アドバイザー等の活用促進と危機管理マニュアルの見直しの実施	・関係機関と連携した防犯訓練の実施 ・地域と連携した避難訓練の実施 ・P T A、家庭と連携した引き渡し訓練の実施
		⑨ 自閉症のある児童生徒への指導・支援に関する研究成果を活用した各総合支援学校での授業実践	・実践研究の成果を「自立活動の指導の手引」に掲載 (自閉症のある児童生徒の自立活動の指導内容例を掲載)	・自閉症や二次的な障害等により、人間関係の形成やコミュニケーション、行動面で著しい困難を示す児童生徒への適切な指導・支援に向けた取組の充実
		⑩ 高等部の職業教育の見直しと多様な進路希望に応じるキャリア教育の推進	・産業科の改編や職業コース導入に向けた検討の開始 ・山口県特別支援学校技能検定の開発・実施	・高等部生徒の就職希望率及び就職希望者の就職率の向上のための指導の在り方(円滑な学科改編及びコース導入) ・技能検定を活用した作業学習等の指導の充実 ・キャリア教育全体計画に基づいた授業の充実
		⑪ より身近な地域で専門的な教育を受けることができる仕組みの検討	・美祢、長門分教室を設置 ・エリア内の総合支援学校合同の説明会、相談会の実施	・交流及び共同学習(校内交流、学校間交流、居住地校交流、地域交流)の推進 ・合理的配慮の提供についての理解促進と実践
	(2) 県立高等学校等における取組	① 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成	・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成している学校の割合の増加 ・「個別の教育支援計画」を用いた中学校からの引継ぎ事例の増加 ・校内コーディネーターのためのガイドブックを作成	・計画を必要とする生徒の作成率の向上と計画の内容の充実 ・引き継いだ支援を、入学後に確實に実施する体制の一層の整備
		② 計画的な校内委員会や事例検討会の開催	・全公立高等学校等での校内委員会の設置と開催 ・事例検討会を実施している高等学校等の割合の増加 ・全公立高等学校等の校内コーディネーター対象の研修会を実施(県内7か所)	・青年期の特性を踏まえた校内支援体制の充実 ・P D C Aサイクルが機能する校内委員会の回数や内容等の検討 ・事例検討会の内容の充実 ・全ての教職員が特別支援教育にかかるという意識の醸成 ・特別支援教育の視点を踏まえた指導や支援の充実

基本的取組2 「市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実」

○取組状況及び成果

「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進、計画的な校内委員会や事例検討会などによる市町立幼稚園・小・中学校における相談支援の一層の充実を図っています。また、市町教育委員会と連携して、特別支援教育センター・サブセンターによる小・中学校への支援の充実に努めています。

- ・ 全ての公立幼稚園・小・中学校では、校内コーディネーターの指名、校内委員会の設置等、基礎的な体制を整備し、発達障害等のある幼児児童生徒への適切な指導や支援の充実に努めています。
- ・ 全ての校内コーディネーターを対象とした研修会の実施とともに、地域ごとに、校内コーディネーター連絡会や地域主体の事例検討会が開催されるなど、各園・学校や地域のつながりを意識した支援体制が整備されつつあります。
- ・ 幼稚園・小・中学校から特別支援教育センター・サブセンターへの相談件数が増加傾向にあります。
- ・ 県全体の就学相談の件数は増加傾向にあります。また、全児童生徒数に対する特別支援学級在籍者、通級による指導を利用している児童生徒が、全国的に見ても高い割合になっています。
- ・ 特別支援学級の設置数、在籍者数がともに増加しているとともに、在籍者の障害の状態も多様化しています。
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級の学級数、在籍者数の増加が顕著であるとともに、病弱、難聴特別支援学級も増加傾向にあります。

○課題

- ・ 校内委員会や事例検討会の定期的な開催や機能の充実、特別支援教育推進の中心的役割を担う校内コーディネーターの専門性を継続して向上していく必要があります。
- ・ 作成を必要とする幼児児童生徒全員に「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、十分な活用、引継ぎを行っていくことが求められます。
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成や自立活動の実践が必要です。
- ・ 特別支援学級や通級指導教室については、市町教育委員会が、児童生徒及び保護者の願い、児童生徒の実態、教室の確保、教材の整備、学習集団の確保、専門性のある教員の配置、地域の実情等の観点を踏まえ、長期的な計画のもとで、総合的に判断して効果的に設置又は運営することが重要です。

- 特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を利用している児童生徒への指導や支援の状況等を詳しく把握するとともに、障害のある児童生徒が学びの場の判断や、その後の対応について継続して把握していくなどの校内の教育支援委員会の機能について検討する必要があります。

基本的取組2 「市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実」における重点プログラムの取組状況及び課題

基本的取組		重点プログラムの項目	取組（対応）状況	課題
市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実	(1) きめ細かな支援のための校内体制づくり	① 市町教育委員会の計画的な特別支援教育推進への支援	<ul style="list-style-type: none"> 全市町で5歳児発達相談を実施 専門家チームを設置する市町の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 市町教委の主体的な就学相談・就学指導の取組への支援 市町単位での福祉、保健、教育関係者による就学前の子どもの支援に関する情報共有の場の設置に向けた情報提供や助言 就学相談に関する研修の実施
	(2) 発達障害等を含めた障害の実情に応じた支援	② 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成	<ul style="list-style-type: none"> 「個別の教育支援計画」を用いた、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校への引継ぎ事例の増加 校内コーディネーターのためのガイドブックを作成 	<ul style="list-style-type: none"> 計画を必要とする生徒の作成率の向上と計画の内容の充実 作成した計画を活用した指導・支援の工夫・改善の取組の推進 引き継いだ支援を、入学、進級後に確実に実施する体制の一層の整備
	(3) 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用	③ 実効性のある校内支援体制の実践事例集作成	<ul style="list-style-type: none"> 通常の学級における特別支援教育の充実に向けた指導資料や校内コーディネーターのためのガイドブックを作成 全公立幼・小・中学校等の校内コーディネーター対象の研修会を実施（県内7か所） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての教職員が特別支援教育にかかるという意識の浸透 校内コーディネーターを中心とした校内体制の更なる充実 特別支援学級、通級による指導の教育課程の充実
		④ 地域コーディネーターによる全公立幼稚園、小・中学校の巡回訪問	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーターに対する各学校のニーズの変化（校内体制整備や研修協力から、検査等による児童生徒の実態把握や事例検討会の充実に変化） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーターの役割や配置の見直し 地域コーディネーターの学校訪問の目的や実施形態の見直し 各学校の主体的な課題解決の一層の促進
		⑤ 発達障害の児童生徒の追跡調査	<ul style="list-style-type: none"> 市町教育委員会との連携した体制づくりによる校種間の円滑な引継の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な障害に対応できる通級による指導の充実 通級による指導の担当教員の計画的養成と専門性の向上・継承 地域や学校の実情を踏まえた通級指導教室の設置と運営

基本的取組3 「地域における相談支援の充実」

○取組状況及び成果

ふれあい教育センターの発達障害に関する相談支援の機能の充実を図るとともに、労働関係の諸機関や企業関係者の参画を得た就労支援のネットワークの構築を積極的に進め、就学から卒業までの一貫した相談支援の充実を図っています。また、保護者や地域の方々への特別支援教育の理解啓発に努めています。

- ・ 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等から、ふれあい教育センター、特別支援教育センター、小・中学校サブセンター等への相談支援や訪問支援の要請が増加しており、各センターの機能の役割がより重要となっています。
- ・ 県内の市町においては、5歳児発達相談や幼稚園・保育所の巡回相談など、早期からの相談支援の重要性に対する認識の広がりとともに、早期の気づきと支援につながる取組が進められています。
- ・ 共生社会の実現に向け、総合支援学校では、児童生徒の居住地や近隣の小・中学校、高等学校等との交流及び共同学習、地域の資源を活用した教育を進めるとともに、小・中学校では、特別支援学級と通常の学級が日常的に交流及び共同学習を行っています。
- ・ 県教育委員会による特別支援教育フォーラムの開催や各特別支援教育センターにおける地域研修会の実施等により、特別支援教育や障害のある児童生徒の自立に向けた支援の在り方等について、保護者や地域の理解促進を図っています。
- ・ 総合支援学校のコミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域への特別支援教育の理解促進、小・中学校のコミュニティ・スクールと連携した交流及び共同学習の推進や地域行事への参加促進などにより、同じ地域で共に生きる仲間としての意識が高まるなどの成果が期待されています。

○課題

- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場の整備や充実に向けて、県と市町、特別支援教育センターとサブセンター等の相互連携や役割分担の在り方について検討を進めていく必要があります。
- ・ 各園・学校の相談支援の質的な充実を図るため、各園・学校のニーズの変化に対応した地域コーディネーターの役割及び配置の見直し等を進めていく必要があります。
- ・ 幼稚園・保育所等と小・中学校、高等学校等、総合支援学校、企業や施設等との間の支援の引継ぎをより確実、適切に行っていくことが重要です。
- ・ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が深く理解し合うために、交流及び共同学習の量的・質的な充実を一層進めていくことが求められます。

- ・相談支援を行う部署、機関の連携や窓口の一本化、チームによる組織的な支援、専門性を有する相談担当者の確保など、全ての市町において、充実した支援が継続して受けられる体制づくりが求められています。
- ・現在及び将来の地域生活、社会生活において、障害のある児童生徒が自立と社会参加していくよう、共生社会の実現に積極的に参画することのできる人づくりに努めていく必要があります。

基本的取組3 「地域における相談支援の充実」における重点プログラムの取組状況及び課題

※網掛けは、平成26年3月にビジョン実行計画（第2期）の見直しによって追加した項目

基本的取組	重点プログラムの項目	取組（対応）状況	課題	
3 地域における相談支援の充実	<p>(1) 幼稚園、保育所等の児童期における相談支援の充実</p> <p>(2) ふれあい教育センターを中心とする相談支援体制の構築</p> <p>(3) 地域におけるネットワークづくり</p> <p>(4) 理解啓発の推進</p>	<p>① ふれあい教育センターの発達障害の相談支援機能の強化</p> <p>② 情報ネットワークの構築による理解啓発の推進</p> <p>③ 特別支援教育フォーラム等の開催地の拡充や地域研修会の内容の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等に関する相談内容の増加、専門家チームによる困難事例への対応 ・高校生サポートプログラムの実施による発達障害のある生徒の相談支援のノウハウの蓄積 ・各総合支援学校における、Webページを活用した情報発信 ・各総合支援学校間の連絡情報、研修会情報等の共有 ・フォーラムを県内3か所で実施 ・「交流及び共同学習」推進のためのリーフレットの作成・配布 ・総合支援学校へのコミュニティ・スクールの導入を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援学校、高等学校等との連携強化による、思春期における発達障害等のある児童生徒の課題への対応 ・高校生サポートプログラムの内容の充実と普及 ・研修ニーズの高い障害種についての研修コンテンツづくり ・幼稚園や保育所等に対する県教委主催の研修への参加の促進 ・各総合支援学校の特色ある教育活動についての一層の情報発信 ・県教委による情報の集約と発信 ・特別支援教育フォーラムの内容の充実 ・コミュニティ・スクールの仕組みを活用した、より多くの児童生徒が「交流及び共同学習」に参加する機会の拡充 ・コミュニティ・スクールの仕組みを活用した、保護者や地域住民の障害や障害者理解の促進

基本的取組4 「教職員の専門性の向上」

○取組状況及び成果

管理職のリーダーシップや全ての教職員が特別支援教育について理解を深めるとともに、地域コーディネーター等の中核となる教員の計画的な養成に努めています。また、総合支援学校における教員の専門性の確保と維持・向上を図っています。

- ・ 県教育委員会、やまぐち総合教育支援センターによる特別支援教育の研修の機会の提供、各学校や教員の実践の参考となる資料等の作成により、各学校及び教員の専門性向上をサポートしています。
- ・ 地域コーディネーターの助言を生かした校内研修や事例検討会の充実等により、全ての教員の特別支援教育についての基礎的な知識・技能の習得に努めています。
- ・ 特別支援教育の視点を取り入れて、全ての児童生徒が「分かる」「できる」を実感することができる授業づくりを進めています。
- ・ 特別支援教育の専門性の確保と向上の一環として、特別支援学校教諭免許状の取得を促すとともに、総合支援学校において授業等に参加する実地研修や小・中学校及び高等学校等と総合支援学校の研修交流を実施しています。

○課題

- ・ より身近な地域で学ぶ体制づくりを進めるため、管理職をはじめとして、通常の学級の担任を含む全教員の障害や障害者理解をより深めていくことが求められます。
- ・ 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実のため、総合支援学校教員及び特別支援学級担任、通級による指導の担当それぞれに求められる専門性の一層の向上を図る必要があります。
- ・ 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善の実践を全ての学校に広げ、全ての教員の、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図る必要があります。
- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、全ての教員が、特別支援教育の視点を取り入れた生徒指導、教育相談、学級経営を実践していくことが重要です。
- ・ 総合支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上に引き続き取り組んでいく必要があります。また、特別支援学級担任や通級による指導担当等についても、免許状の取得に努めることができます。
- ・ 小・中学校及び高等学校等と総合支援学校との人事交流を促進するとともに、研修交流によって専門性を身に付けた教員、特別支援学級等の経験や専門的な研修を受講した教員を適切に配置する取組を進めていくことが重要です。

基本的取組4 「教職員の専門性の向上」における重点プログラムの取組状況及び課題

※網掛けは、平成26年3月にビジョン実行計画（第2期）の見直しによって追加した項目

基本的取組		重点プログラムの項目	取組（対応）状況	課題
4 教職員の専門性の向上	(1) 教職員の専門性と研修	① 新着任者用研修プログラムや免許法認定講習の実施による専門性の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援学校新着任者を対象とした体系的な研修の実施 ・特別支援学校教諭免許状保有率向上の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・新着任者用研修プログラムの内容の見直しとプログラム終了後の実践の充実 ・全ての総合支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有 ・各総合支援学校の障害の多様化に対応するための5領域の免許状の取得促進 ・特別支援学級、通級による指導担当者の免許状取得の促進
	(2) 開かれた学校づくりと外部人材の参画	② 総合支援学校での実地研修や研修交流による小・中・高等学校等教員の実践的指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級における特別支援教育の視点を踏まえた指導に役立つ資料の作成 ・実地研修を行う総合支援学校数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校等の中核となる教員に対する、様々な専門性向上の機会の設定 ・質の高い研修の効果的・効率的な実施に向けた、県教委、ふれあい教育センター、市町教委、特別支援教育センター・サブセンター等の役割分担の検討
	(3) 人事交流の促進	③ 総合支援学校におけるICT活用の取組の成果の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・全総合支援学校へのタブレット型情報端末の導入 ・総合支援学校におけるタブレット型情報端末の活用事例の収集とWebページによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を活用した授業実践の充実 ・総合支援学校の取組の成果の普及による、特別支援学級や通級指導教室におけるICT機器を活用した指導の充実 ・タブレット型情報端末、デジタル教材の活用等についてのより一層の情報提供
		④ 総合支援学校間及び小・中・高等学校等との人事交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流による小・中学校等の特別支援教育推進の中核となる教員の育成 ・人事交流による総合支援学校の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流の継続的、計画的な推進 ・人事交流により資質・能力を向上した教員が、役割を十分に発揮できる仕組みの検討
		⑤ 人事交流の促進に加え授業研究を伴う講習会、外部人材の参画を得た研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級における特別支援教育の視点を踏まえた指導・支援の実践に役立つ資料の作成 ・授業研究を伴う専門講習会の開催（県内6か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の視点を踏まえた学習指導、生徒指導、教育相談、学級経営の実践 ・各学校の学力向上の取組と関連付けた、「学びやすい授業、生活しやすい学級」づくりの一層の推進 ・各校種の中核となる教員の養成

山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」の課題

基本的取組1－1 <総合支援学校における教育の充実>

- ・ 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育課程の編成及び指導や支援の内容・方法の一層の改善・充実
- ・ 障害のある児童生徒の自己有用感を育て、多様な進路希望に対応する、将来を見通した、早期からのキャリア教育の一層の推進及び職業教育の更なる充実
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が、より安心して豊かな学校生活を送ることができる体制の整備
- ・ 老朽化した施設の改修や設備の更新、障害の特性に応じた施設・設備や教材の整備等、総合支援学校の教育環境の充実

基本的取組1－2 <県立高等学校等における特別支援教育の充実>

- ・ 全ての教職員の発達障害等への理解の促進と全校体制による支援の充実
- ・ 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善等による、高等学校段階での適切な指導や支援方法の確立
- ・ 特別な教育的支援を必要とする生徒の「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用
- ・ 就労・進学先における継続した支援の充実に向けた、中学校や労働機関・高等教育機関等との連携強化

基本的取組2 <市町立幼稚園、小・中学校における特別支援教育の充実>

- ・ 校内委員会や事例検討会の定期的な開催や機能の充実、特別支援教育推進の中心的役割を担う校内コーディネーターの専門性の一層の向上
- ・ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用の更なる促進
- ・ 全ての教員の特別支援教育の視点を踏まえた学習指導、生徒指導、教育相談等の実践の蓄積と普及
- ・ 特別支援学級や通級指導教室の児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成や自立活動の実践
- ・ 地域や学校の実情を踏まえた特別支援学級や通級指導教室の設置・運営の助言

基本的取組3 <地域における相談支援の充実>

- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場の整備や就学前から就労・進学先までの一貫した継続的な相談支援の充実に向けた、県と市町、関係機関等との相互連携の在り方の検討
- ・ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互理解を深める交流及び共同学習の量的・質的な充実
- ・ 障害のある幼児児童生徒が自立と社会参加を目指す共生社会の実現に積極的に参画することのできる人づくり

基本的取組4 <教職員の専門性の向上>

- ・ 管理職をはじめ、通常の学級の担任を含む全教員の障害や障害者理解と特別支援教育の視点を取り入れた学習指導、生徒指導、学級経営等の実践の促進
- ・ 総合支援学校教員及び特別支援学級担任、通級による指導の担当それぞれに求められる専門性の確保と継承
- ・ 総合支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上と、特別支援学級担任や通級による指導担当等の免許状取得の促進
- ・ 特別支援教育の中核となる教員の育成、総合支援学校と小・中・高等学校等間の人事交流の促進、小・中学校教員の総合支援学校における研修を主目的とする研修交流や特別支援学級等の経験及び、専門的な研修を受けてきた教員の適切な配置

第2部 「推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展

III 「山口県特別支援教育推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展

1 「推進計画」の実施に向けて

共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実・発展

◎「共生社会」については資料編に解説を掲載しています。

- 共生社会を実現していくためには、障害のある児童生徒の自立と社会参加を一層進めていくことが必要です。
- そのためには、障害のある児童生徒が、将来の夢や希望を実現できるよう、一人ひとりの個性や可能性を最大限に伸ばして、より主体的、積極的に地域や社会に参画していくことを目指す、特別支援教育の質の向上が不可欠です。
- また、共生社会の実現には、障害のある人とない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や、教育と福祉・保健・医療・労働等が連携した切れ目のない支援体制の構築とともに、広く県民に障害及び障害のある人への理解を促進することも重要です。
- 県教育委員会は、障害のある人もない人も、相互に尊重し、支え合いながら活躍できる共生社会の実現を目指し、本県特別支援教育の更なる充実・発展に向けた取組を計画的に推進します。

【共生社会の実現に向けた本県特別支援教育の目指す姿（方向性）】

- ・ 特別な教育的支援を必要とする障害のある児童生徒が、きめ細かな指導や切れ目のない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加ができる。
- ・ 特別な教育的支援を必要とする障害のある児童生徒が、より身近な地域で適切な指導や必要な支援を受けることができる。
- ・ 全ての児童生徒が、共に学び、支え合い、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

※ 特別支援教育における「自立」については、文部科学省において明確な定義が示されていませんが、次の説明が参考になります。

■特別支援学校学習指導要領解説自立活動編<H30.3>

「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り發揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

■厚生労働省所管 社会保障審議会福祉部会<H16.4>

「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味であるが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられている。

このように、「自立」という捉え方は多様であり、また、一人ひとり、社会参加の形も様々であると考えられます。本計画では、「障害のある児童生徒が、社会の中でどう生きていくかを踏まえて、安心できる環境で、自己決定に基づき、自分の長所と可能性を伸ばし、もてる力を最大限に発揮し、学校や社会の中で必要に応じて支援を受けながら自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現している」ことを「自立」と捉えることとします。

2 本県特別支援教育の推進目標

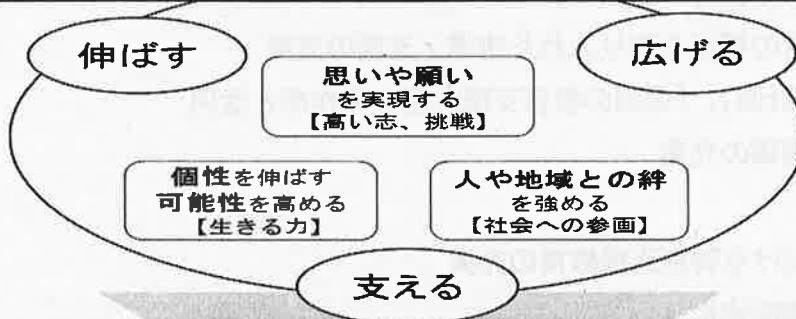
山口県の教育目標

「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」

やまぐちっ子のすがた

- ・ 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
- ・ 知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付けるとともに、他者と協働しながら力強く生きていく人
- ・ 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

「伸ばし」、「支え」、「広がる」特別支援教育の推進



障害のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の
「自立と社会参加」の実現

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築

3 「推進計画」を進めるに当たって

- 「(次期) 山口県教育振興基本計画」に示す取組を推進計画の5つの柱（施策の柱）とし、本県特別支援教育の充実・発展に向けた取組を計画的・具体的に進めます。
- 県教育委員会では、推進計画に基づき、国の動向を踏まえつつ、市町教育委員会との適切な役割分担の下で、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。
- 国の動向や県の状況の変化に応じて、計画を適宜見直すとともに、その結果を、年度ごとに作成する「山口県教育推進の手引」に反映し、推進計画に示す目標の実現を図ります。

【5つの柱（施策の柱）】

- 1 総合支援学校における教育の充実
- 2 高等学校等における特別支援教育の充実
- 3 小・中学校における特別支援教育の充実
- 4 早期からの切れ目ない支援体制の充実
- 5 特別支援教育を推進する体制の充実

○インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・一人ひとりに応じた指導や支援の充実
- ・多様な学びの場の整備・充実
- ・切れ目ない指導や支援の充実

IV 本県特別支援教育の充実・発展に向けた取組

1 総合支援学校における教育の充実

- (1) 一人ひとりの教育的ニーズに応える教育内容等の充実
- (2) キャリア教育・職業教育の推進
- (3) 特別支援教育センター等による相談支援の充実
- (4) 教育環境の整備促進

2 高等学校等における特別支援教育の充実

- (1) 全校体制による指導・支援の充実
- (2) 特別支援教育の視点を取り入れた指導・支援の充実
- (3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用
- (4) 通級による指導の充実

3 小・中学校における特別支援教育の充実

- (1) 校内体制の機能強化
- (2) 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善・学級経営
- (3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用
- (4) 特別支援学級、通級による指導の充実
- (5) 市町教育委員会との役割分担と連携強化

4 早期からの切れ目ない支援体制の充実

- (1) 医療・保健・福祉等と連携した早期からの支援体制の充実
- (2) 幼稚園、保育所等における相談支援の充実
- (3) 卒業後の生活への円滑な移行を支援する体制の充実
- (4) 市町教育委員会との役割分担と連携強化

5 特別支援教育を推進する体制の充実

- (1) 教員の専門性の向上
- (2) 交流及び共同学習の推進
- (3) 障害者理解の促進
- (4) スポーツ・芸術活動の推進
- (5) 地域におけるネットワークの充実
- (6) 総合支援学校コミュニティ・スクールの取組の充実

IV 本県特別支援教育の充実・発展に向けた取組

1 総合支援学校における教育の充実

障害の多様化に応じた弾力的な教育課程の編成や「個別の指導計画」を活用した授業改善、山口県特別支援学校技能検定「きらめき検定」の実施や新たな職業学科の設置等によるキャリア教育などの充実に取り組みます。また、外部専門家の活用等により医療的ケアを必要とする児童生徒をはじめ、障害が重度の児童生徒の教育の充実を図るとともに、総合支援学校間の連携強化やより身近な地域で専門的な教育が受けられる体制づくりに努め、総合支援学校における教育の質の向上を図ります。

(1) 一人ひとりの教育的ニーズに応える教育内容等の充実

- 障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮した、各教科の指導内容・方法等の充実を図ります。

① 視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・病弱教育の充実

- ・ 総合支援学校に在籍し、小・中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程を履修する児童生徒が、大学進学等の将来の進路希望が実現できるよう、特別支援学校版授業改善プログラムの作成や、市町の学力向上推進リーダー・推進教員と連携した授業研究の充実により、総合支援学校の教員が小・中学校及び高等学校等の教科指導に必要となる授業力を習得するための取組を検討します。
- ・ 視覚障害教育センター、聴覚障害教育センターと連携して視覚障害教育と聴覚障害教育におけるICT機器を活用した優れた指導事例を蓄積するとともに、特別支援教育センター等と連携して肢体不自由教育及び病弱教育におけるICT機器を有効活用した教科指導や遠隔学習、間接体験などの好事例を収集します。

また、これらの事例について、やまぐち総合教育支援センターのWebページを活用して、各学校において効果的な指導を行うことができるよう、情報の提供及び共有を進めます。

- ・ 視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が主体的に学習し、学習内容の定着等を図るために、総合支援学校等の教員が点字や手話等についての基礎的知識・技能を習得するための研修の実施等を検討します。

② 知的障害教育の充実

- ・ 日常生活や社会生活に必要な基礎的・基本的事項の習得を重視した各教科の指導内容で編成した教育課程や、小・中学校及び高等学校の各教科の目標や内容との連続性・系統性を重視した教育課程などについて、各学校における編成の手順や工夫などを把握・整理し共有するなど、教育課程の改善を図ります。
- ・ 特別支援学校教育課程研究協議会等において、各教科等を合わせて指導を行う場合の各教科の目標・内容を関連付けた指導及び評価の在り方を検討し、学習指導の改善を図ります。

③ 障害の重度・重複化、多様化に対応できる教育の充実

- ・ 自閉症のある児童生徒にとって効果的な学習環境の整備や個別課題の工夫、コミュニケーションや行動面で著しい困難を示す児童生徒への適切な指導や支援等について、各総合支援学校の取組事例を収集し、県教育委員会作成の「自立活動の指導の手引」に追加掲載し、内容の充実を図ります。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化に対応するため、改訂した「自立活動の指導の手引」を活用し、児童生徒の実態把握、自立活動の指導目標や指導内容の設定までのプロセスについての教員の理解促進とともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家と連携した自立活動の指導の充実を図ります。
- ・ 現在の医療的ケア運営協議会の在り方を見直し、学校における医療的ケアの諸課題等について検討する協議会を設置します。
- ・ 児童生徒、保護者、教職員の、安全・安心な環境での学習活動の一層の充実に向けて、看護師の配置や勤務体制等の在り方や、学校と保護者、医療、福祉と連携した登下校の支援等について検討を進めるとともに、全ての総合支援学校での医療的ケアに関する研修の実施や、人工呼吸器など高度な医療的ケアへの対応を想定したマニュアルの作成を進めます。

(2) キャリア教育・職業教育の推進

- 社会への接続の視点を踏まえ、障害のある児童生徒一人ひとりの力を最大限生かしながら活動の幅を広げる小学部段階からのキャリア教育や、高等部生徒の進路希望を実現する職業教育を充実する取組を推進します。

- ・ 小学部から中学部・高等部までの系統的なキャリア教育を進める全体計画の作成を進めます。一人ひとりの「個別の教育支援計画」を活用して生徒や保護者の希望を尊重しながら障害の状態に応じたきめ細かな指導や支援の下でのキャリア教育を進めます。
- ・ 山口県特別支援学校技能検定「きらめき検定」の実施や検定推進に向けた会議における協議、また、コミュニティ・スクールの導入・充実への取組を進める中で、検定内容や方法の工夫改善、企業や保護者等への周知のための具体的な方策などについて、検討を進めます。
- ・ 就職希望や職業生活にチャレンジする生徒を増やすとともに、職場定着の状況や離職の要因等についての実態把握を行い、その結果を日々の進路指導や卒業後の支援(フォローアップ)に生かします。
- ・ 高等部「産業科」を、職業に関する専門的な知識・技能の習得を図る『新たな職業学科』に改編するとともに、「普通科」に職業に関する基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る『職業コース』を設置し、職業教育を充実する取組を推進します。

(3) 特別支援教育センター等による相談支援の充実

- 特別支援教育センター等が密に連携し、地域の各学校の多様な相談ニーズに対応できる相談支援体制の充実・強化を進めます。
 - ・ 授業研究会を伴う研修会等を開催し、各地域・学校の視覚障害教育及び聴覚障害教育担当者の専門性を効果的に向上させる取組を進めます。
 - ・ 小・中学校及び高等学校等における発達障害等についてのきめ細かな相談・支援や課題を主体的に解決できる校内体制の整備を進めます。

(4) 教育環境の整備促進

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な地域で地域の実情に応じて、より専門的な教育を受けることができる仕組み等を検討します。
- 老朽改修への対応や教室の整備など、児童生徒の安全・安心で主体的な活動を支援する教育環境の整備に努めます。
- コミュニティ・スクールを核とした地域の方との連携・協働による安全・安心を確保する避難訓練の実施や安全教育の充実に努めます。
 - ・ 児童生徒の通学負担の軽減に向けて、通学バスの小型化やコース設定の工夫、整備等による効率的・効果的な運用の検討とともに、義務教育段階における身近な地域で地域の実情に応じてより専門的な教育を受けられる教育環境の整備について検討を進めます。
 - ・ 学校の特色や機能を十分に發揮できる校舎の増改築及び新たな職業学科の設置など、教育環境の整備を進めます。
 - ・ 災害時における児童生徒の安全・安心を確保するため、地域と連携した合同避難訓練の実施や保護者への引き渡し訓練とともに、防災アドバイザーの参画による安全教育の一層の充実を進めます。

【主な取組（重点プログラム）】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
知的障害のある児童生徒の指導の充実	知的障害のある児童生徒の学習評価に関する研究		成果普及 ※知的障害特別支援学級へも普及		→
	各教科等を合わせた指導に関する研究	→	成果普及 ※知的障害特別支援学級へも普及		→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
自閉症のある児童生徒の指導内容・方法の充実	自閉症の特性に応じた教育実践の収集・蓄積	→	自閉症の特性に応じた指導事例集の作成・配布	成果普及 ※自閉症・情緒障害特別支援学級・通級指導教室へも普及	→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
総合支援学校のキャリア教育・職業教育の充実	特別支援学校技能検定の完全実施	技能検定を活用した指導に関する研究	成果普及		→
	高等部職業学科・職業コースの教育課程の検討	→	高等部職業学科の改編・職業コースの設置		→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
個別の教育支援計画に基づく支援の充実	作成の手引の見直し（合理的配慮の記載等）	作成の手引の改訂と配布	成果普及 ※幼・小・中・高等学校へも普及		→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
医療的ケアを必要とする児童生徒の豊かな学習活動が可能となる体制の構築	宿泊を伴う校外行事等への看護師同行を研究的に実施				→
	医療的ケア運営協議会の開催				→
	医療的ケア担当者（学校看護師等）研修会の実施				→

2 高等学校等における特別支援教育の充実

校内委員会の活性化や校内コーディネーターの専門性向上、教職員の特別支援教育への理解を一層深め、全校による指導や支援体制の整備を進めます。また、特別な教育的支援を必要とする生徒への「通級による指導」をはじめとした適切な指導の充実を図るとともに、特別支援教育センター等と連携し、ICT機器を活用した「分かりやすい授業づくり」など、指導方法の工夫・改善を図ります。さらに、関係機関等と連携した進路指導の取組を推進し、高等学校等における特別支援教育の充実に努めます。

(1) 全体体制による指導・支援の充実

- 全ての教職員の発達障害等への理解の促進とともに、全校体制による指導や支援の充実に取り組みます。
- 特別支援教育支援員を継続的・効果的に配置し、きめ細かな相談支援体制の整備を進めます。
 - ・ 管理職のリーダーシップの下、外部専門家の参画による校内委員会の活性化を図ります。また、総合支援学校のセンター的機能の活用による、障害の特性に応じた適切な指導や支援や合理的配慮の適切な提供方法等についての研修等を通じて、校内コーディネーターの資質向上・機能強化を進めます。
 - ・ 特別支援教育支援員を継続配置するとともに、発達障害等のある生徒の適切かつ効果的な指導や支援の在り方等について、教職員の理解を深める取組を進めます。

(2) 特別支援教育の視点を取り入れた指導・支援の充実

- 発達障害等のある生徒が、持てる力を十分に發揮できるよう、「個別の指導計画」を適切に作成していくとともに、発問や指示が理解しやすい、活動の見通しが持ちやすいなど、障害特性に応じた分かりやすい授業や、安心して過ごしやすい教育環境等に関する実践研究により得られた成果を県立高等学校等へ普及します。
 - ・ 発達障害のある生徒へ適切な指導や支援を実施するため、学習の「つまづき」を把握するための、読み書きや行動・社会性に関するアセスメント方法や、ICT機器等を活用した分かりやすい授業づくり等について検討を進めます。
 - ・ 生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた指導や支援を充実するため、医師や心理の専門家及びスクールソーシャルワーカー、地域コーディネーター等の参画によるケース会議等の実践研究の成果について、各学校等に普及させます。

(3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用

- 校長がリーダーシップをこれまで以上に発揮し、障害のある生徒への、校内の指導や支援体制の整備とともに、中学校との連携を一層強化するなど、切れ目のない特別支援教育の充実に、引き続き努めます。
 - ・ 中学校との連携を一層強化し、「個別の教育支援計画」の活用による中学校からの確実な情報の引継ぎと積極的な活用を推進します。
 - ・ 特別支援教育センターとの連携を一層強化し、高等学校等の特別な教育的支援を必要とする生徒の「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成と計画・内容等の充実を図ります。
 - ・ 企業や大学などの進路先との連携を強化し、「個別の教育支援計画」等による情報の引継ぎと計画の積極的な活用を推進します。

(4) 通級による指導の充実

- 特別な教育的支援を必要とする生徒への通級による指導をはじめとした高等学校等における特別支援教育を推進します。

- ・ 平成29年度からの研究の成果と課題を踏まえ、通級による指導を必要とする全ての高等学校等において指導が可能となるよう検討を進めます。
- ・ 7支部7校の高等学校を、地域の特別支援教育推進の中心となる学校として位置付け、特別支援教育センターを設置する総合支援学校、ふれあい教育センター等と連携し、通級による指導をはじめとした地域の高等学校等への支援体制の整備を進めます。
- ・ 高等学校等における通級による指導ガイドブックの作成・活用による担当者の専門性向上、指導や支援の充実を図ります。

【主な取組（重点プログラム）】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
高等学校等における特別支援教育の推進	指導資料「高等学校等における特別支援教育」の活用促進				→
	高等学校の拠点校を中心とした相談支援				→
	高等学校等への通級による指導制度の導入・実施に向けた実践研究	→	高等学校等における通級による指導の充実	→	
	通級による指導ガイドブックの作成・配布	→	成果普及	→	
	高校生サポートプログラムの実施（県内1か所）	→	成果普及	→	
	高等学校等の管理職及び校内コーディネーター研修会の実施				→

3 小・中学校における特別支援教育の充実

「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進、特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級の授業改善とともに、市町教育委員会や特別支援教育センター等と連携した幼稚園等、小・中学校、高等学校等間での支援の継続に努め、小・中学校における多様な学びの場の充実と相談支援の実効性の向上を図ります。

(1) 校内体制の機能強化

- 管理職のリーダーシップの発揮、校内コーディネーターの専門性向上、校内委員会や事例検討の質の向上等により、学校全体による指導や支援体制の充実を図ります。
 - ・ 校内コーディネーター研修会を開催するなどして、計画的、継続的な校内委員会や事例検討会の実施を通じた障害のある児童生徒への指導や支援の内容の検証及びOJTによる校内コーディネーターの専門性の継承に取り組みます。
 - ・ 各地域の総合支援学校において、新任の管理職研修を実施し、管理職のリーダーシップによる全校体制による指導や支援の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善・学級経営

- 全ての教員による特別支援教育の視点を取り入れた学習指導、学級経営の実践を進め、障害のある児童生徒が安心して過ごせる学校生活や二次的な障害の未然防止に向けた取組を推進します。
 - ・ 県内の小・中学校において授業研究を行うセミナーを実施し、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりや、特別支援学級における障害種に応じた自立活動の指導の在り方について、ふれあい教育センターや、学力向上推進教員等と連携し好事例の普及を図るとともに、理解促進に努めます。
 - ・ 授業づくりセミナー等の成果をまとめた授業改善リーフレットや事例集を作成し、Webページでの公開や各種研修会での活用を通して、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりについて県内の各学校への周知を図ります。
 - ・ 県内7地域の特別支援教育センターに配置した地域コーディネーターの派遣などにより、市町教育委員会が行う研修への協力を進め、多様化した教育ニーズへの対応を図ります。

(3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用

- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づいた適切な指導や支援の評価・改善を進めるとともに、2つの計画を活用して進級、進学等において確実に引継ぎが行われるよう取組を推進します。
 - ・ 2つの計画の作成・活用の現状と課題、様式や引継ぎの在り方、2つの計画の関連付け等について整理し、指導資料の改訂を図ります。
 - ・ 障害のある児童生徒の実態に応じ、また長期的に一貫した適切な指導や必要な支援を行うため、地域コーディネーターの訪問支援や市町教育委員会の学校訪問を通して、「個別の教育支援計画」等の計画・内容等の質の向上に取り組みます。

- ・ 市町教育委員会や関係部局と連携し、校種間で引継ぎ際の具体的な活用方法について周知を図り、実効性の向上につなげます。

(4) 特別支援学級、通級による指導の充実

- 特別支援学級や通級による指導の対象児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成・実施や自立活動の指導の充実に向けた取組を推進します。
 - ・ 障害種に応じた適切な指導や、一人ひとりに応じた教科・領域を合わせた指導の取り入れ方などを示した特別支援学級における教育課程編成のためのガイドブックを作成し、活用の周知を図ります。
 - ・ 市町教育委員会による、学校や地域の実情に応じた通級による指導や教員配置が円滑に行えるよう助言するとともに、運営の支援に努めます。
 - ・ 通級指導担当者ガイドブックの活用を通して通常の学級担任の通級による指導の理解の促進を進めるとともに、通級による指導を担当する通級指導担当者連絡協議会を継続して実施し、担当者の専門性の向上を図ります。
 - ・ 児童生徒一人ひとりの多様な学びの場の選択を支援する就学支援ガイドブックの作成し、就学支援・就学相談の充実を図ります。

(5) 市町教育委員会との役割分担と連携強化

- 県と市町教育委員会が、役割分担を明確にしながら連携強化を図っていくことにより、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を一層充実していきます。
 - ・ 県と市町が連携して、全ての教員が取り組む特別支援教育の充実に向けて、指導力の向上に努め、全ての学校の指導や支援体制の強化を図ります。
 - ・ 市町教育委員会から、地域の特色や課題を聴取し、課題に応じた障害のある児童・生徒への指導や支援体制の整備・充実に努めます。
 - ・ 市町教育委員会と連携し、学校への積極的な支援により、校内コーディネーターなど中核となる教員の指導力の向上を図っていくとともに地域の課題に応じた支援体制の整備を図ります。

【主な取組（重点プログラム）】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
通常の学級における指導・支援の充実	校内コーディネーター研修会の実施				→
	小・中学校新任管理職特別支援教育研修会の実施				→
	個別の教育支援計画作成の手引の見直し（合理的配慮の記載等）【再掲】	作成の手引の改訂と配布	成果普及 ※幼・小・中・高等学校へも普及		→
特別支援教育の視点を踏まえた授業改善の促進	授業づくりセミナーの開催				→
	授業改善に資する資料の作成	→	成果普及		→
通級による指導の充実	通級指導担当者ガイドブックの作成・配布	成果普及	→		→
	通級指導担当者研修会・連絡協議会の実施				→
特別支援学級における指導の充実	自閉症の特性に応じた教育実践の収集・蓄積【再掲】	→	自閉症の特性に応じた指導事例集の作成・配布	成果普及 ※自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室へも普及	→
	知的障害のある児童生徒の学習評価に関する研究【再掲】	→	成果普及 ※知的障害特別支援学級へも普及		→
	各教科等を合わせた指導に関する研究【再掲】	→	成果普及 ※知的障害特別支援学級へも普及		→

4 早期からの切れ目ない支援体制の充実

総合支援学校と市町教育委員会、医療、保健、福祉等が連携した早期からの教育相談の充実に努めます。また、幼稚園等における「個別の教育支援計画」の作成と活用を通した関係機関のネットワークによるきめ細かな就学相談に努めるとともに、保護者や教職員の就学や進学等に関する理解を一層促進し、早期からの一貫した支援の充実を図ります。

(1) 医療・保健・福祉等と連携した早期からの支援体制の充実

- 総合支援学校と市町教育委員会、関係機関・関係者が連携・協力しながら、障害のある児童とその保護者に対する早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。

- ・ 障害のある児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場について、市町教育支援委員会が適切に相談支援を行うとともに、就学後のフォローアップを円滑に進めることができるよう、県教育委員会では、地域コーディネーターの派遣や、就学に関する資料の作成、市町教育委員会の就学担当者を対象とした研修の実施などにより、市町教育委員会を支援します。
- ・ 県や各市町の医療、保健、福祉等の主管課と協働した支援体制の在り方についての検討を連携して進めます。
- ・ 「就学支援ガイドブック」の作成・活用とともに、総合支援学校就学説明会の開催や市町の就学相談会等における丁寧な説明などにより、保護者や幼稚園・学校等の教職員への障害のある児童の就学についての理解を促進します。

(2) 幼稚園、保育所等における相談支援の充実

- 幼稚園等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、早期からの一貫した指導や支援に努めます。

- ・ 幼稚園等の教職員対象とした効果的な研修支援の充実に努めます。
- ・ 発達障害等のある児童が安心して園の生活を過ごすことができるよう、地域ごとの総合支援学校合同説明会や相談会の機会等を活用した幼稚園等への助言を行うなどにより、早期からの支援体制の充実に努めます。
- ・ 総合支援学校のセンター的機能や地域コーディネーター等による助言等を活用して、幼稚園等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を一層促進するとともに、相談支援ファイル（「サポートファイルやまぐち」）と「個別の教育支援計画」を関連付けた活用の在り方について検討します。

(3) 卒業後の生活への円滑な移行を支援する体制の充実

- 卒業後の進路先で充実した生活を円滑に営むことができるように、障害者就業・生活支援センターなど労働関係機関や進路先と連携した取組を進めます。
- 障害者スポーツやレクリエーション、芸術活動等を通じて、障害のある児童生徒の優れた才能を掘り起こし、将来の豊かな生活へつながるよう取組を推進します。
 - ・ 総合支援学校が培ってきた、医療・福祉・労働等の関係機関との連携による個別のケース会議や障害のある生徒への就労支援を高等学校等に在籍する障害のある生徒の進路指導等に生かす取組を推進します。
 - ・ 卒業後の生活や余暇活動が充実するよう総合支援学校の児童生徒と地域等との障害者スポーツやレクリエーション、芸術活動を通じた交流及び共同学習の取組を推進します。

(4) 市町教育委員会との役割分担と連携強化（再掲）

- 県と市町教育委員会が、役割分担を明確にしながら連携強化を図っていくことにより、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を一層充実していきます。
 - ・ 県と市町が連携して、全ての教員が取り組む特別支援教育の充実に向けて、指導力の向上に努め、全ての学校の指導や支援体制の強化を図ります。
 - ・ 市町教育委員会から、地域の特色や課題を聴取し、課題に応じた障害のある児童・生徒への指導や支援体制の整備・充実に努めます。
 - ・ 市町教育委員会と連携し、学校への積極的な支援により、校内コーディネーターなど中核となる教員の指導力の向上を図っていくとともに地域の課題に応じた支援体制の整備を図ります。

【主な取組（重点プログラム）】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地域における相談支援体制の整備・充実	特別支援教育センターによる相談支援	配置見直し	再配置		→
	視覚障害教育センターによる相談支援				→
	聴覚障害教育センターによる相談支援				→
	小・中学校サブセンターによる相談支援				→
	高等学校の拠点校を中心とした相談支援【再掲】				→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
適切な就学相談の推進	各市町の就学相談の実施状況及び課題等の把握	→	就学支援ガイドブックの作成・配布	→	成果普及

5 特別支援教育を推進する体制の充実

全ての教員の特別支援教育の実践力向上の取組を進めるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした交流及び共同学習やスポーツ・レクリエーション活動の推進、特別支援教育フェスティバルや研修会等の開催による地域への「心のバリアフリー*」の理解促進などを図り、共生社会の実現に積極的に参画することのできる人づくりに努めます。

(1) 教員の専門性の向上

- 多様な学びの場の整備とともに、幼稚段階から高等学校段階までの切れ目のない支援が実現できるよう、全ての教員の特別支援教育の実践力の向上と校種間の連携強化に努めます。
- 特別支援教育センター、視覚障害教育センター、聴覚障害教育センター等間の連携を強化し、総合支援学校教員及び特別支援学級担任、通級指導担当、通常の学級担任、管理職それぞれに求められる専門性の一層の向上を図るため、各地域の実情に応じた効果的な研修に取り組みます。
 - ・ 特別支援教育の視点を踏まえた授業改善等を進め、その成果を踏まえた資料を作成し、各学校の校内研修の充実を図ります。
 - ・ 総合支援学校に勤務する全ての本務教員が特別支援学校教諭免許状を取得するよう免許法認定講習を継続的に開催するとともに、受講の促進を図ります。
- また、小・中学校及び高等学校等の教員に対しても、特別支援教育についての基礎的な知識・技能を体系的に学ぶ観点から、免許法認定講習受講を促進します。
- ・ 特別支援教育センターと近隣の幼稚園、小・中学校及び高等学校等の教員同士が、研修会等を通して交流を行うなど、教員相互の専門性を高め合うとともに、互いの指導力の向上を図る取組を推進します。
- ・ ふれあい教育センター、特別支援教育センター、視覚障害教育センター、聴覚障害教育センター、県教育委員会、市町教育委員会の役割分担に基づく効果的、効率的な研修の在り方について検討します。

(2) 交流及び共同学習の推進

- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習や障害のある人との交流活動の一層の活性化による、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開します。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実や「心のバリアフリー」の実現に向けた、学校における効果的なスポーツ活動や交流活動等の実施についての好事例を普及する取組を推進します。
 - ・ 県教育委員会が作成したリーフレットの活用を進めるとともに、「心のバリアフリー」を実施している学校など交流及び共同学習に関する先進的な学校の取組の普及やノウハウの共有を図ります。
 - ・ 各学校が障害のある人との交流活動を行うに当たって連携することのできる団体・施設の情報を提供するなど、各学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進します。

- ・ 様々な研修や協議会等において、交流及び共同学習の事例を取り上げるとともに、総合支援学校と幼稚園、小・中学校及び高等学校等の教職員が交流し、相互に理解を深める機会を設けるなど、教職員の交流及び共同学習に関する意識をより一層向上させる取組を進めます。

(3) 障害者理解の促進

- 障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが地域で共に学び、共に生きていくことができるよう、地域、家庭と連携して、地域の方への障害及び障害児・者への一層の理解促進を進めるとともに、協働して参画する人材の育成を図ります。
 - ・ 障害のある児童生徒の教育の内容と成果、学校卒業後の自立・社会参加の状況を、広く県民に知っていただくため、総合支援学校における授業公開の充実やきらめき検定等の幅広い周知を図るとともに、障害のある児童生徒の芸術作品展、作業製品販売、喫茶サービスの提供等を一体的に実施する特別支援教育フェスティバルを開催します。
 - ・ 様々な障害の特性や、障害のある方への配慮を正しく理解し、あたたかい地域社会を築いていくことを目的とした「あいサポート運動*」を広く学校等に周知し、校内研修をはじめ地域の方や保護者、児童生徒を対象とする講習会における活用を促します。

(4) スポーツ・芸術活動の推進

- 関係部局と連携を図りながら、パラリンピック競技等の体験等の機会を提供し、より多くの保護者や地域の方、幼児児童生徒が障害者スポーツや芸術活動の楽しさを知り、さらには支援者となることができる環境づくりに努めます。
 - ・ 総合支援学校と幼稚園、小・中学校及び高等学校等の幼児児童生徒が、相互に楽しめることのできる障害者スポーツや芸術活動の取組について、総合支援学校の専門性や施設設備、教材等を活用し普及を図ります。
 - ・ 総合支援学校の幼児児童生徒がスポーツや芸術活動を楽しめる環境を整え、地域との交流活動や卒業後の余暇活動に生かしていきます。
 - ・ 公益社団法人山口県障害者スポーツ協会や山口県特別支援学校体育連盟、文化連盟と連携し、障害者スポーツの楽しさや障害のある幼児児童生徒の芸術作品の素晴らしさを広く普及させるとともに、心触れ合う機会の充実について具体的な方策を検討します。

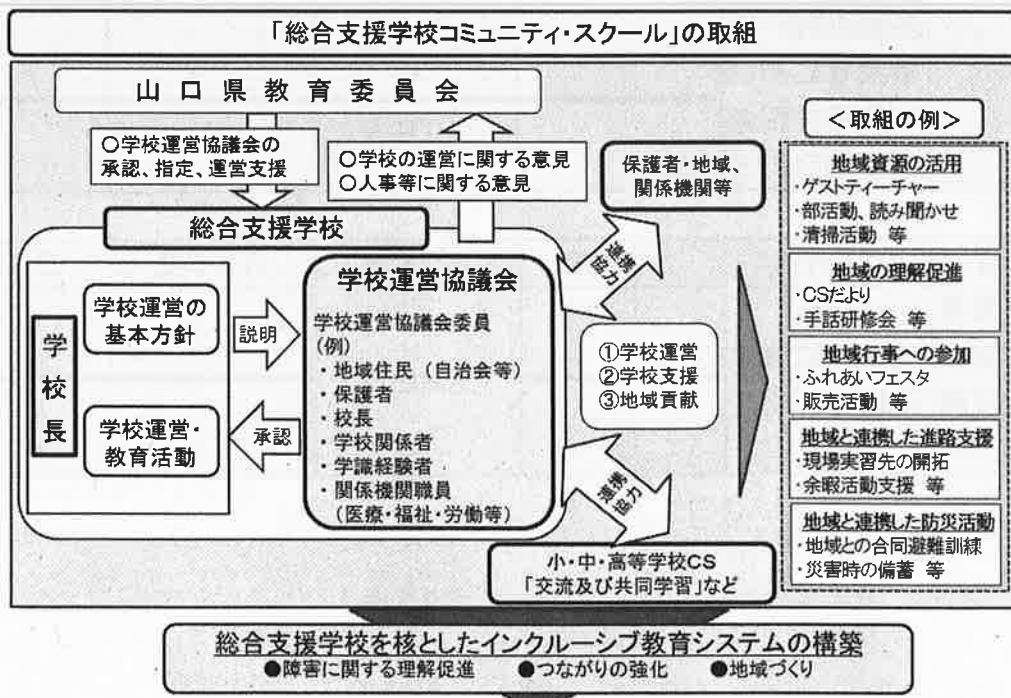
(5) 地域におけるネットワークの充実

- ふれあい教育センター、特別支援教育センター、サブセンター等の役割を整理し、各センターがより有機的に機能していくよう充実を図ります。
- 障害のある児童生徒の就学から学校卒業までの切れ目のない指導や支援がつながるよう、家庭、地域との連携、医療、保健、福祉、労働等の関係機関、企業等との連携協力の一層の強化を図ります。
- ・ 7支部7校の高等学校等を、特別支援教育を推進する拠点となる学校として位置づけ、総合支援学校に設置する特別支援教育センター、小・中学校に設置するサブセンター、ふれあい教育センター等と連携したきめ細かな支援体制の構築を図ります。

- ・ 障害のある児童生徒一人ひとりの多様な相談ニーズに対応することができる切れ目のない指導や支援体制の充実を図るとともに、特別支援教育センター、小・中学校のサブセンターと高等学校等の拠点校、市町教育委員会と関係機関、企業等との連携・協働体制の一層の強化を進めます。
- ・ 特別支援教育センター、視覚障害教育センター、聴覚障害教育センター等間の連携を強化し、やまぐち総合教育支援センターの専門家や特別支援教育センターの地域コーディネーター等の効果的な派遣により校内研修や事例検討会の質の向上を図るなど、各園・学校の相談支援の実効性を更に高めていく取組を推進します。

(6) 総合支援学校コミュニティ・スクールの取組の充実

- 総合支援学校と地域の効果的、継続的な協働活動の活性化を図るとともに、小・中学校及び高等学校等のコミュニティ・スクールと連携し、社会総がかりによる特別支援教育の充実に向けた取組を推進します。
- 全ての総合支援学校に導入したコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、障害のある児童生徒が将来、地域の中で安心した生活を送り、自立し社会参加することができる共生社会の実現を目指した取組を進めます。
- ・ 地域と総合支援学校が連携・協働した避難訓練、災害に対する備え等の取組を実施するなど地域と一体となった防災機能の向上に努めます。
- ・ 各総合支援学校において、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、地域全体で、共生社会の実現やインクルーシブ教育システムの構築、障害者理解や人権尊重等をテーマにした研修会の開催や、交流活動を行う際に役立つプログラムや教材、リーフレット等の参考資料の作成を進めます。
- ・ 総合支援学校と小・中学校及び高等学校等のコミュニティ・スクールが連携して交流及び共同学習を進め、保護者や活動に関わる関係者、地域の障害者理解を促進します。



【主な取組（重点プログラム）】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
特別支援教育に関する専門性の向上	授業研究を中心とした特別支援学級と通級指導教室、総合支援学校の教員間の交流				→
	総合支援学校における実地研修				→
	免許法認定講習の開催				→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
特別支援教育についての理解促進（共生社会の実現に向けた取組）	全総合支援学校へのコミュニティ・スクール導入完了	共生社会をテーマとしたコミュニケーション・スクールの実践事例収集	→	共生社会をテーマとした教材パッケージ作成・配布	→
	リーフレット「交流及び共同学習」の活用促進				→
	各種研修会・協議会等において合理的配慮の理解促進				→

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
特別支援教育の視点を踏まえた授業改善の促進	授業改善に資する資料の作成	→	成果普及	→	

資料編

<統計データ>

県立学校における特別支援教育

- 山口県における総合支援学校学部別在籍者数の推移 <H26～H30>
- 山口県における総合支援学校障害種別在籍者数の推移 <H26～H30>
- 山口県における総合支援学校高等部生徒の進路状況 <H25～H29>
- 山口県における総合支援学校寄宿舎の入舎状況 <H26～H30>

市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育

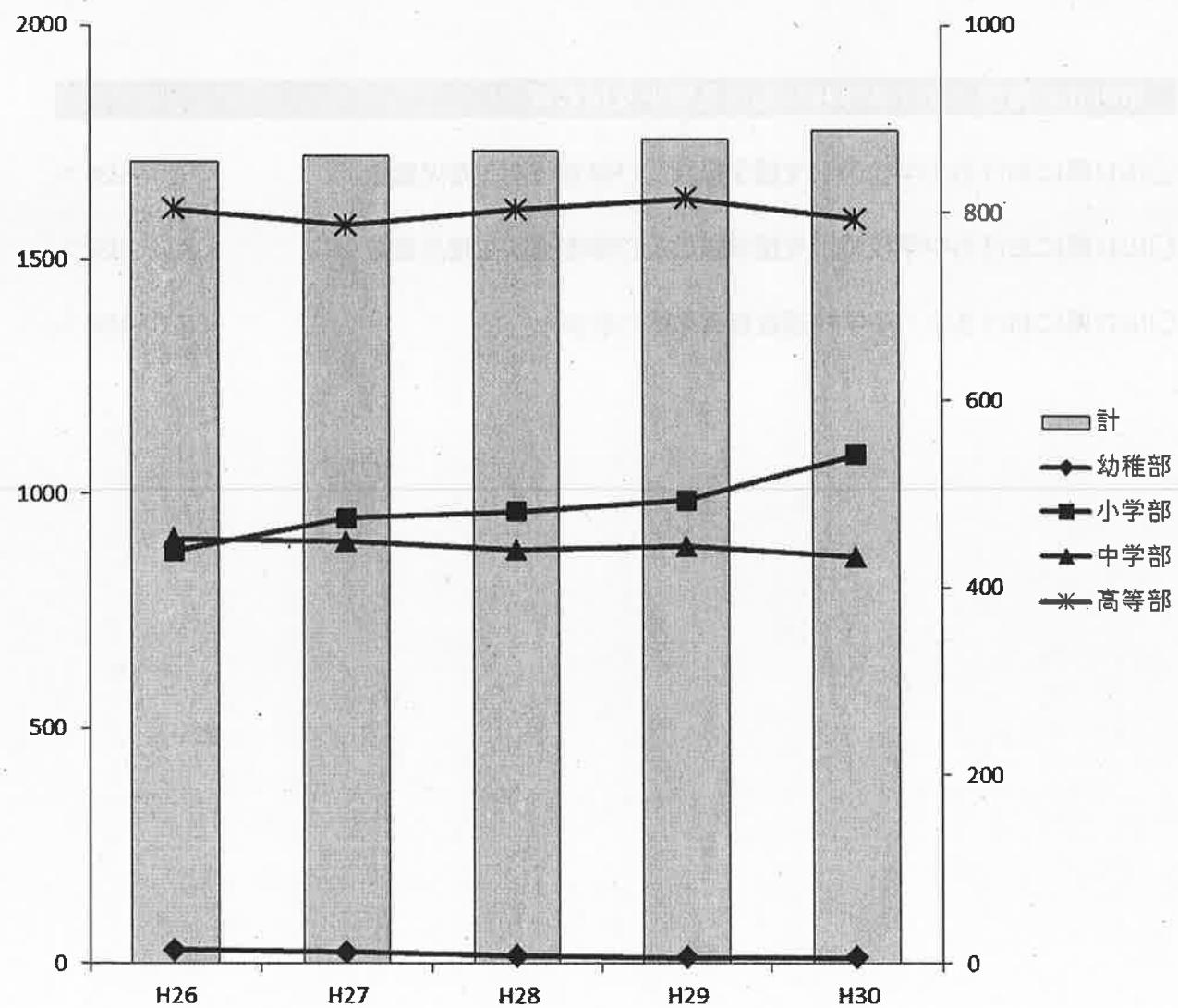
- 山口県における小学校特別支援学級数及び障害種別在籍児童数 <H26～H30>
- 山口県における中学校特別支援学級数及び障害種別在籍生徒数 <H26～H30>
- 山口県における小・中学校通級指導教室の状況 <H26～H30>

山口県における総合支援学校 学部別在籍者数の推移

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
幼稚部	1 4	1 2	8	6	6
小学部	4 3 9	4 7 4	4 8 1	4 9 3	5 4 2
中学部	4 5 2	4 4 9	4 4 0	4 4 4	4 3 3
高等部	8 0 4	7 8 7	8 0 3	8 1 5	7 9 3
計	1, 709	1, 722	1, 732	1, 758	1, 774

総児童生徒数

学部別児童生徒数

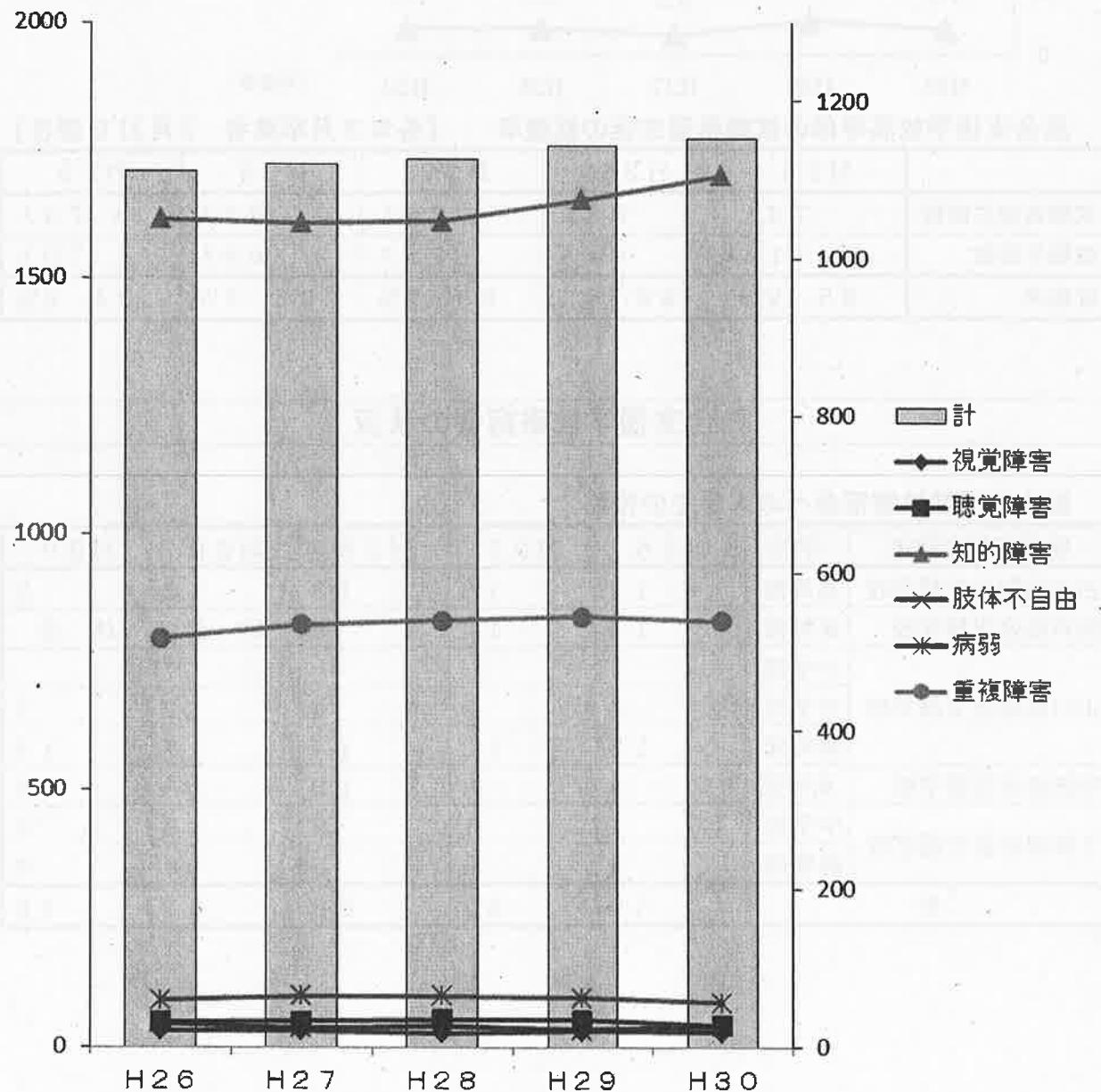


山口県における総合支援学校 障害種別在籍者数の推移

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
視覚障害	21	21	18	20	19
聴覚障害	32	33	35	34	27
知的障害	1,050	1,045	1,048	1,075	1,106
肢体不自由	30	24	27	22	27
病弱	59	64	64	62	56
重複障害	517	535	540	545	539
計	1,709	1,722	1,732	1,758	1,774

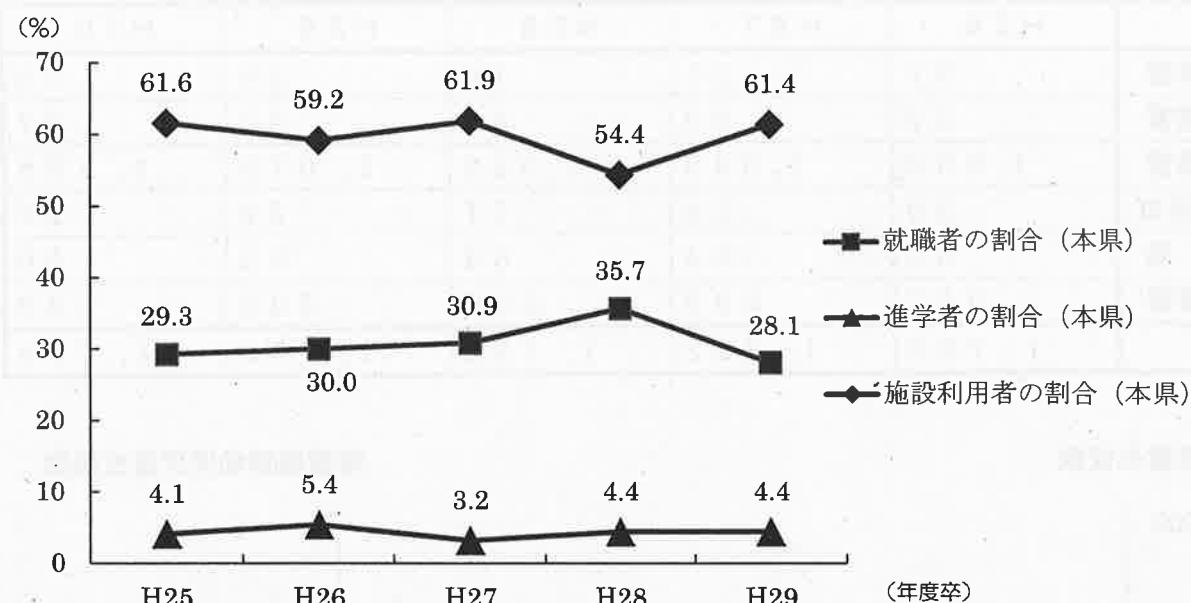
総幼児児童生徒数

障害種別幼児児童生徒数



山口県における総合支援学校 高等部卒業者の進路状況

■ 総合支援学校高等部卒業者の就職率・進学率等の推移 【各年3月卒業者】



■ 総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職率 【各年3月卒業者 3月31日現在】

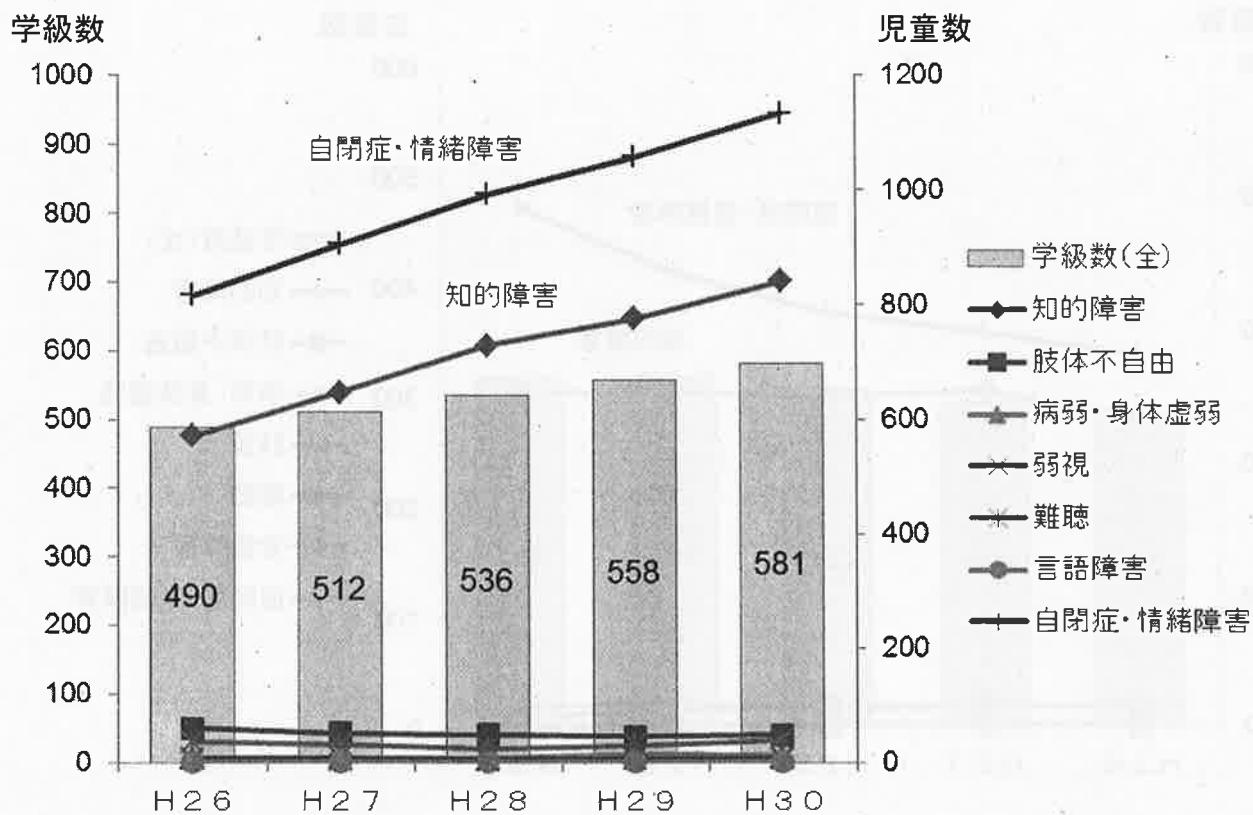
	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
就職希望生徒数	74人	88人	78人	92人	74人
就職生徒数	71人	84人	75人	88人	70人
就職率	95.9%	95.5%	96.2%	95.7%	94.6%

総合支援学校寄宿舎の状況

■ 総合支援学校寄宿舎への入舎生の推移

総合支援学校名	学部	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
田布施総合支援学校	高等部	14	16	18	13	9
防府総合支援学校	高等部	15	14	5	休 舎	休 舎
山口南総合支援学校	小学部					
	中学部	6	9	4	2	1
	高等部	13	1.2	14	15	14
宇部総合支援学校	高等部	8	8	13	19	16
下関南総合支援学校	中学部	1	1	2	3	4
	高等部	5	8	5	6	4
計		59	62	68	61	48

山口県における小学校の特別支援学級の状況



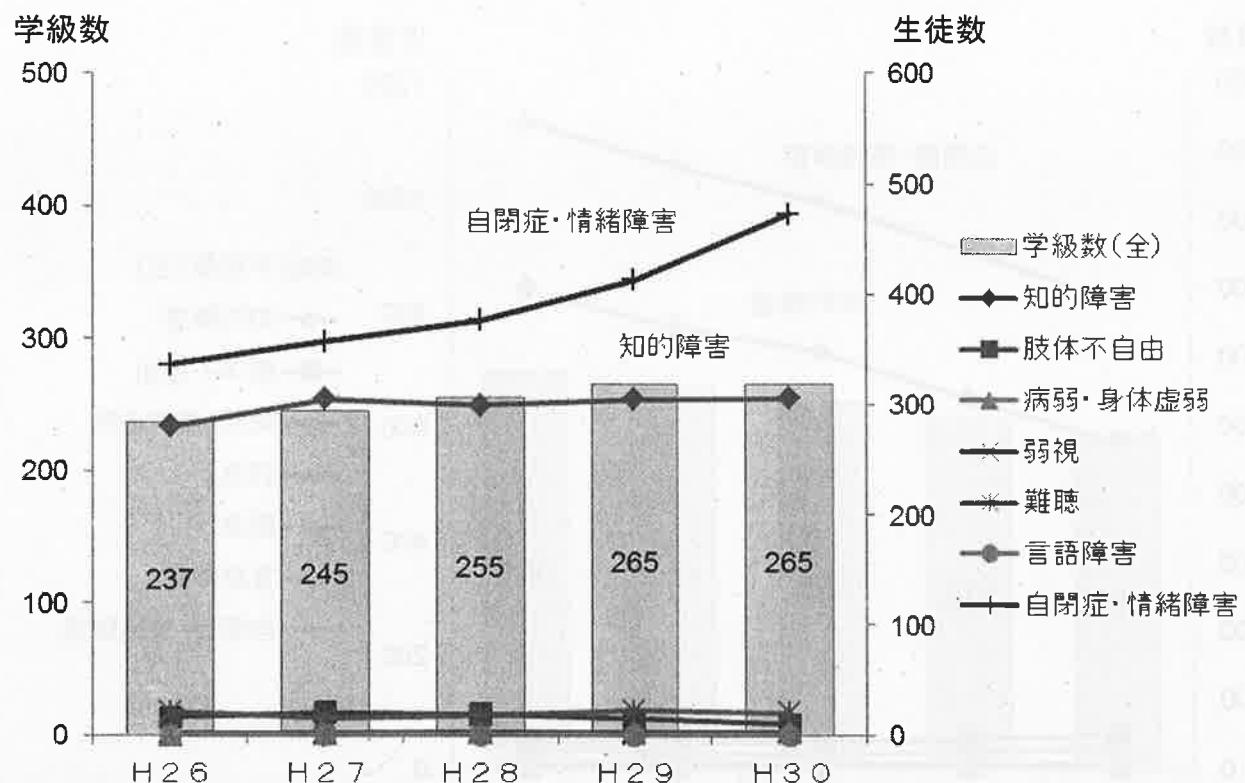
小学校特別支援学級数

	H26	H27	H28	H29	H30
知的障害	185	201	216	218	227
肢体不自由	42	40	38	37	39
病弱・身体虚弱	5	5	6	12	12
弱視	6	7	5	6	6
難聴	24	23	19	27	31
言語障害	1	1	1	1	1
自閉症・情緒障害	227	235	251	257	265
計	490	512	536	558	581

小学校特別支援学級在籍児童数（人数）

	H26	H27	H28	H29	H30
知的障害	572	648	729	776	842
肢体不自由	60	51	49	45	48
病弱・身体虚弱	8	7	7	16	12
弱視	7	8	5	6	7
難聴	36	31	25	30	40
言語障害	1	1	1	1	1
自閉症・情緒障害	818	907	993	1,058	1,134
計	1,502	1,653	1,809	1,932	2,084

山口県における中学校の特別支援学級の状況



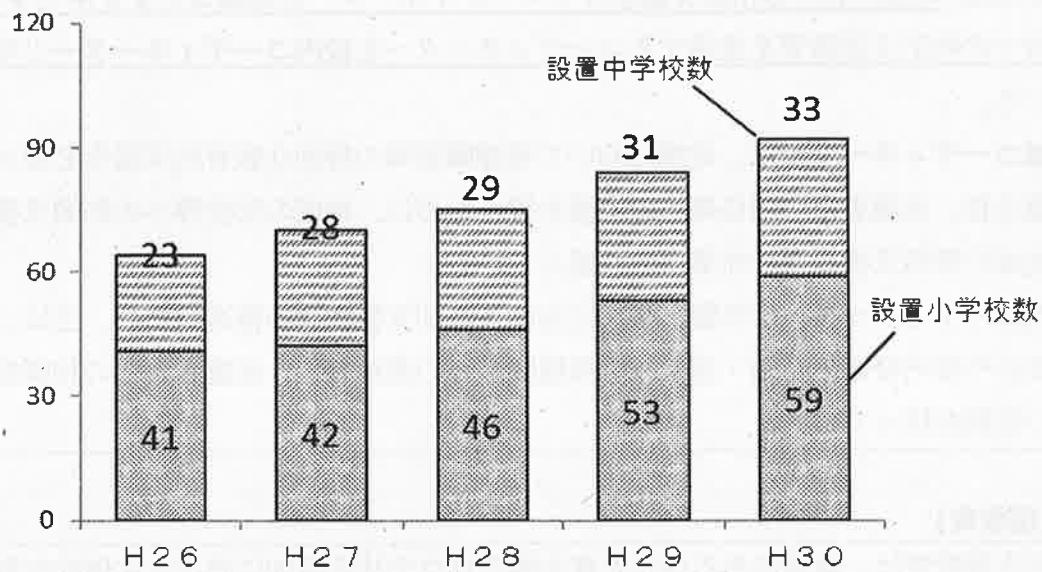
中学校特別支援学級在籍生徒数（人数）

	H26	H27	H28	H29	H30
知的障害	280	305	299	305	306
肢体不自由	16	20	19	15	10
病弱・身体虚弱	0	1	2	3	3
弱視	2	2	3	1	2
難聴	21	15	17	22	20
言語障害	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	336	357	376	413	473
計	655	700	716	759	814

山口県における小・中学校の通級による指導の状況

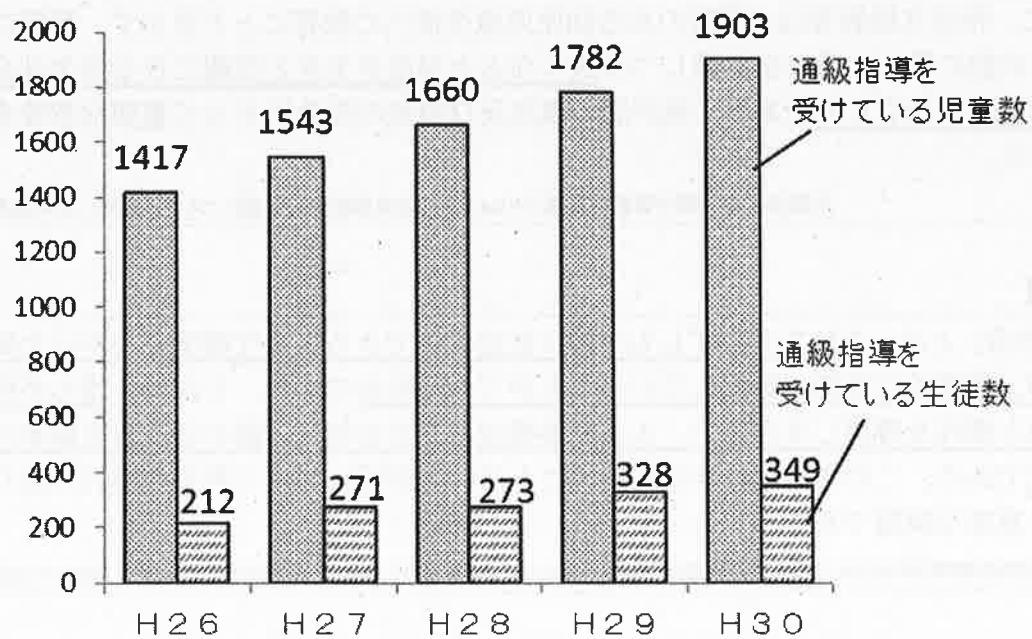
通級指導教室設置校数

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
小 学 校	41	42	46	53	59
中 学 校	23	28	29	31	33
計	64	70	75	84	92



通級による指導を受けている児童生徒数（人数）

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
小 学 校	1,417	1,543	1,660	1,782	1,903
中 学 校	212	271	273	328	349
計	1,629	1,814	1,933	2,110	2,252



＜用語解説＞

【総合支援学校】

- 本県では、平成20年度から県立特別支援学校を「総合支援学校」と呼称している。

【地域コーディネーター】【校内コーディネーター】

- 本県では、地域における相談支援を行うコーディネーターを地域コーディネーター、各学校での特別支援教育を推進するコーディネーターを校内コーディネーターと呼称している。
- 地域コーディネーターは、地域において発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒、保護者及び担任等への支援を行うために、地域の学校等への訪問支援など、地域の特別支援教育の充実に取り組んでいる。
- 校内コーディネーターは各園・学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関等との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っている。

【特別支援教育】

- 特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

文部科学省初等中等教育局長(H19.4.1)「特別支援教育の推進について(通知)」から抜粋

【共生社会】

- 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

中央教育審議会初等中等教育分科会(H24.7.23)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から抜粋

【インクルーシブ教育システム】

- ・ 「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

中央教育審議会初等中等教育分科会(H24.7.23)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から抜粋

【合理的配慮】

- ・ 「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- ・ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の

状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

- ・ 移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

中央教育審議会初等中等教育分科会(H24.7.23)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から抜粋

【自閉症】

- ・ 自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(H25.3)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より

- ・ 2013年に出版されたアメリカ精神医学会の『DSM-5』(『精神疾患の診断・統計マニュアル』第5版)では、広汎性発達障害の下位分類が廃止され、下位分類のない概念として「自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害(Autism Spectrum Disorder、略称ASD)」(日本精神神経学会による日本語訳 公表 H26.5)にまとめられている。

【医療的ケア】

- ・ 医療的ケアとは、治療を目的としたものではなく、障害のある児童生徒の健康維持のために、保護者や看護師が医師からの指導を受けて行う、経管栄養、咽頭前の痰の吸引、導尿等の医行為のことであり、本県では、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する総合支援学校に看護師を配置し、実施している。

【あいサポート運動】

- ・ 誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実施することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)をつくっていくことを目的とした運動で、平成21年(2009年)11月に鳥取県で始まった。
- ・ 本県は、平成27年(2015年)8月に鳥取県と協定を調印して、他の協定県と協働して「あいサポート運動」を推進している。

【心のバリアフリー】

- ・ 「心のバリアフリー」は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(2017)によると、「自分とは異なる特性、考え方又は行動をとる人がいることをそれぞれが理解した上で、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。」とされている。

ユニバーサルデザイン2020関係会議(H29.2)「ユニバーサルデザイン2020行動計画」から抜粋

